

中国自動車業界における 独禁法適用法的問題 及び 適用実務

《緊急開催》

.....プログラム.....

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2015年 10月29日(木) 13:30~16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京: 麹町)

《ご参加頂きたい方》

- ・自動車業界、自動車関連業界の法務部門、総務部門など関連部門のご担当者
- ・中国において自動車関連のビジネスに関わるご担当者

講師 君合弁護士事務所 パートナー
独禁法業務担当 弁護士 魏瑛玲氏

講師 君合弁護士事務所 パートナー
日本業務担当 弁護士 馬軍氏

魏瑛玲弁護士は、1994年から君合弁護士事務所にて執務し、二十年以上に渡って外商投資、M&A案件で多くの実績を残しています。2008年中国の独禁法施行後、数多くの著名企業に独禁法関連のリーガルサポートを提供すると同時に、中国の国家発展及び改革委員会、商務部の独禁法関連規則、ガイドラインの策定作業にも参加しています。

馬軍弁護士は、2000年早稲田大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所にて15年間勤務し、2015年4月から君合法律事務所パートナーに就任。十数年の執務においては、外商投資、M&A、企業再編、労務の案件を多く手がけています。

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当会 HP からもお申し込み頂けます。 企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

《事業コード: 151735-0303》 中国自動車業界における独禁法適用法的問題 及び 適用実務

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
- ※お申し込み後のキャンセルはお受けいたしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願い致します。
- お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/川守田 E-mail: kawamorita@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

■開催にあたって■

2014年から中国において自動車メーカー、ディーラー及び部品メーカーは中国の独禁法違反で高額な罰金を命じられていました。しかし、これがあくまで中国の自動車業界における独禁法適用の強化の皮切りにすぎないと認識しております。2015年6月12日、中国の国家発展及び改革委員会をはじめとするいくつかの政府機関が「自動車業界における独禁法適用ガイドライン」の共同策定作業を始めました。これらの動きからも、これから自動車業界において独禁法の適用がますます強化されていくことがわかります。

このような状況の下で、中国の独禁法適用に関して、自動車業界が高い問題意識をもって中国独禁法を理解し、その運用に注目すべきであると考えます。このような現状を鑑み、今回は、「中国自動車業界における独禁法適用法的問題及び適用実務」というテーマでセミナーを企画しております。

本セミナーにおいては、中国の独禁法の基本を概説したうえで、中国自動車業界の三つのマーケット(自動車販売市場、部品市場及びアフターサービス市場)の現状に合わせて垂直的な取引における各種制限に関する「縦の協定」を中心に中国独禁法上の問題を分析していく予定です。また、中国自動車業界の独禁法適用ガイドラインの立法状況などの最新情報も説明していく予定です。

講師は、君合弁護士事務所独禁法チームパートナー魏瑛玲弁護士と日本業務チームパートナー馬軍弁護士が務めます。君合弁護士事務所は中国最大手法律事務所の一つであり、各分野においてもトップクラスのリーガルサービスを提供しており、魏弁護士は長年独禁法の実務を携わってきただけでなく、国家発展及び改革委員会から招かれ、自動車業界における独禁法適用ガイドラインの策定作業に参加しております。

1. 再販価格に関する制限問題
2. 販売エリアに関する制限問題
3. 販売対象に関する制限問題
4. 他社自動車販売に関する制限問題
5. 並行輸入に関する制限問題
6. スペアパーツのアフターサービス市場における流通に関する制限問題
7. 部品メーカーによる標識に関する制限問題
8. メンテナンス技術及び情報の公開に関する制限問題
9. 保証条項に関する権利濫用問題
10. 上記各問題に関する独禁法第15条(例外規定)適用の可能性に関する問題

— 魏瑛玲弁護士の解説は英語で行いますが、適宜、馬軍弁護士が日本語で要約いたします —

※最少催行人数に満たない場合には、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。